

報告第 17 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 10 月 23 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成 27 年 9 月 8 日	121,000 円	足立区大谷田在住者	足立区南花畑三丁目 33 番先の区道上の舗装がはく離し、穴が開いていたため、平成 27 年 7 月 12 日午後 11 時 30 分、相手方が運転する自動車が通行した際にタイヤが穴に落ち、タイヤホイール 2 本が損傷した。